

鹿沼市

簡易公募型公共施設等解体工事プロポーザル要領

旧上都賀農業振興事務所跡地解体工事

住所：鹿沼市幸町一丁目 7 9 - 1

令和 8 年 8 月

行政経営部施設活用課

1 主旨

この要領は、2の解体工事に関して公募による簡易的なプロポーザル方式により受注候補者を選定するための手続きについて定めるものである。

なお、簡易公募型プロポーザル方式については、関係書類の提出により、審査及び評価を行い、履行に最も適した受注候補者を選定するものとする。

2 工事概要

- (1) 施設名称 旧上都賀農業振興事務所跡地
- (2) 工事場所 鹿沼市鹿沼市幸町一丁目79-1
- (3) 工事内容 別添工事仕様書のとおり
- (4) 工事期間 契約締結日から令和9年1月31日まで

3 予算限度額

・ 62,000,000円 (税込み)

4 参加資格

- (1) 鹿沼市建設工事請負業者資格審査要綱（平成22年3月24日告示第52号）に基づく入札参加資格であって、「解体工事」において格付けがAクラスの入札参加資格を有する者であること。
- (2) 市内に本店がある者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (4) 参加申し込み開始日から契約締結までの間に本市の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 本工事に対する工種に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づく許可を受けている者であること。ただし、下請代金の総額が、4,500万円（建築一式工事である場合は、7,000万円）以上となる場合は、特定建設業許可を受けている者であること。
- (6) 工事の施工に当たり建設業法第26条に基づく技術者を置くことができる者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (8) 建設業法第27条の23第1項に基づき、当該業種に関して、業者特定となる二次審査日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けている者であること。
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りではない。
- (10) 「9 注意事項」の内容に則した施工ができる者。

5 簡易公募型プロポーザルのスケジュール

	内 容	日 時
一次審査	プロポ要領等の配布(HP 公開)、 参考資料の配布及び閲覧	令和8年 8月 3日(月) 午前9時から 令和8年 8月31日(月) 午後5時まで
	現場見学会	令和8年 8月 3日(月) から 令和8年 8月31日(月) までの期間 午前9時から午後5時まで(現地集合) ※事前に施設活用課と日程調整すること
	参加表明書等に関する質問書の 受付期間(メールにて)	プロポ要領等の配布日から 令和8年 8月24日(月) 午後5時まで
	質問書の回答(HPにて)	令和8年 8月26日(水)
	参加表明書等の受付期限 (持参 or 郵送にて)	令和8年 8月31日(月) 午後5時まで
	一次審査(プロポ参加資格審査)	令和8年 9月 1日(火)
	選定・非選定通知書の発送	令和8年 9月 2日(水)
二次審査	提案書の受付開始	令和8年 9月 3日(木)
	提案書に関する質問書の 受付期間(メールにて)	選定結果の通知日から 令和8年 9月 9日(水) 午後5時まで
	質問書の回答(HPにて)	令和8年 9月11日(金)
	提案書の受付期限 (持参 or 郵送にて)	令和8年 9月16日(水) 午後5時まで
	二次審査	令和8年 9月24日(木)
	特定・非特定通知書の発送	令和8年 9月25日(金)

※質問書の提出は**メール**、参加表明書及び提案書の提出は、**持参又は郵送**とする。

プロポ要領等の配布から提案書の受付期限までの期間内であれば、施設活用課にて、現場調査への対応も可能であるため、希望者は事前連絡のうえ、日程調整を行うこと。現場調査でのQ&Aについては、集約し一次審査の回答と合わせHPにて周知する。

6 提出及び連絡先について

○書類提出、連絡窓口

鹿沼市役所 行政経営部施設活用課財産活用係

電話：0289-63-2152 メール：katsuyou@city.kanuma.lg.jp

7 提出する書類（提案書&見積書はA4サイズ2穴ファイルに綴込むこと）

No.	内 容	提出時期	様式	正本	副本
1	旧上都賀農業振興事務所跡地解体工事 簡易公募型プロポーザル参加表明書	一次審査時	様式第1号	○	-
2	提案書： ※実績等のわかる任意書式の別添資料を含む	二次審査時	様式第2号	○	-
3	見積書	二次審査時	様式第3号	○	-

(辞退の場合は、様式第4号の辞退書を提出する)

8 審査方法

提出された書類を下記配点基準に沿って配点し受注候補者を決定する。評価は有無や可否の2択を基本とし、スケジュール管理のみABC評価とする。

	評価項目		評価基準の概要	配点
審査内容	施工業者の能力	解体工事実績	5年以内に民間工事を含め解体工事の経験があるか ※解体実績の資料（工事内容がわかるもの）を添付	5
		自社管理監督体制の確立	自社により十分な管理監督体制が確立できるか ※解体実績における施工体系図(写し)を添付	5
		産業廃棄物の処理実績（工事完成時にマニフェストE票まで添付）	適正に分別解体、産業廃棄物処分できるか ※産廃処理実績のマニフェスト(写し)を添付	5
		アスベスト除去の実績	5年以内に、アスベスト除去又はアスベスト建材の除去工事を請負った実績があるか（下請業者による施工でも請負があれば「有」としてよい） ※アスベスト除去実績の資料（内容のわかるもの）を添付	5
	技術者の能力	主任技術者の解体工事実績	過去5年以内に解体工事経験があるか ※解体実績の資料（工事内容がわかるもの）を添付	10
	工事提案	環境への配慮	作業機器の低騒音及びCO2低排出への配慮 ※低騒音やCO2低排出への配慮がわかる資料を添付	5
			現場周辺環境に配慮した施工は可能か （①建物外周養生、②こまめな水撒き、③出入口清掃を全て行えるか） ※上記への配慮がわかる資料を添付	10
		安全性への配慮	重機使用時に監視要員（作業者でも可）を配置できるか ※監視員配置がわかる資料を添付	5
		スケジュール管理	工事仕様書に定められた工期を守るため、適切なスケジュール管理が行えるか 【評価とその係数】 A=1.0（工事工程表+明確な遅延防止策がある） B=0.5（工事工程表のみ） C=0（工事工程表も出せない） ※工事工程表及び遅延の防止を防ぐ提案内容を添付	10
	見積書	見積金額	計算式による価格の評価とする。 【計算式】 40点×（最低見積額÷当該見積額） ※整数未満を切り捨てる	40

※法令、本要領、工事仕様書に則していないと認められるものは審査を行わないことがあります。

9 契約事項等

- ・図面及び工事仕様書による契約とする。ただし、図面が無い場合もあるため、現地確認を行うこと。
- ・契約書は、「鹿沼市建設工事請負契約書」を使用する。
- ・契約保証金に関する事項
予算上限額 500 万円以上は、納付（契約金額の 1 割とする）。
- ・支払い条件
前金払 : 請求できる。
中間前金払 : 請負金額が 3 0 0 万円以上の工事は請求できる。(ただし、契約締結時に部分払を選択した場合は請求できない。)
部分払 : 請求できる。(ただし、契約締結時に中間前金払を選択した場合は鹿沼市中間前金払に係る事務取扱要領第 3 条に該当する場合を除き、請求できない。)

10 注意事項

- (1) 関係する法令に従い、適切な手続きと施工を行うこと。
- (2) 工事仕様書及び提出された提案書に則して施工すること。
※工事仕様書及び提案書に則した施工がされていない場合は、契約解除となることがある。
- (3) 鹿沼市建設工事請負契約約款に従い、必要な手続き、報告、資料の提出を行うこと。
※鹿沼市工事資料一覧表（営繕工事）解体プロポを参考とする。
- (4) 工事にあたっては、定められた書類の整備を行い、必要な検査を受けること。
- (5) プロポーザルにて同点が複数ある場合は、追加提案を求める場合がある。
- (6) 審査内容に対する異議申立は受け付けない。
- (7) 審査結果については、契約締結後に特定者（＝契約締結事業者）を公表する。
- (8) プロポーザルに要した費用は参加者負担となる。
- (9) 提出された書類の返却は行わない。
- (10) その他記載無き事項は監督員と協議し誠実に工事を履行すること。